

# 東京都再犯防止推進計画 (案)

○年○月





## 目次

第1	計画の概要.....	1
1	基本的考え方 .....	1
2	計画の位置付け .....	1
3	基本方針.....	2
4	計画期間.....	3
第2	具体的な取組 .....	4
1	就労・住居の確保等のための取組 .....	4
	(1) 就労の確保等 .....	4
	(2) 住居の確保等 .....	9
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 .....	12
	(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等.....	12
	(2) 薬物依存を有する者への支援等 .....	15
3	非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組 .....	21
	(1) 非行の防止・学校と連携した修学支援等 .....	21
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組....	26
	(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等.....	26
5	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組 .....	30
	(1) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等 .....	30
6	再犯防止のための連携体制の整備等のための取組 .....	34
	(1) 再犯防止のための連携体制の整備等 .....	34



## 第1 計画の概要

### 1 基本的考え方

都内の刑法犯検挙人員は大幅に減少しているものの、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の割合）は約5割であり、大きな割合を占めています（平成29年。法務省調べ）。

誰もが安全で安心して暮らすことができる社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等の立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の取組も不可欠です。

東京都はこれまで、法務省や保護司会等の関係機関・団体とも連携し、“社会を明るくする運動”をはじめとする啓発活動や、関係団体の活動支援に取り組んできました。

更生保護や再犯防止施策は、刑事政策の一環として、これまで国が中心となって実施されてきましたが、犯罪をした者等の中には、高齢である者、障害がある者、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない者など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者が存在しており、それらの者が必要な住民サービス等を円滑に受けられるような配慮が求められています。

そこで、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号、以下「再犯防止推進法」という。）の趣旨やソーシャル・インクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、本計画を定めます。

### 2 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画（以下「国計画」という。）を勘案し、東京都における取組について策定します。

本計画に記載の取組は、再犯の防止を目的としているもののほか、犯罪をした者等か否かにかかわらず、従前から都民に提供してきている各種サービス等で、再犯防止に資する取組や、副次的な効果として再犯防止につながる

可能性がある取組も記載しています。

東京都に居住等する犯罪をした者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、東京都としても、国の関係機関の取組を踏まえ、連携して取り組んでいきます。

### 3 基本方針

国計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、次の重点課題に取り組みます。

- ・就労・住居の確保等
- ・保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ・非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ・犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ・民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ・再犯防止のための連携体制の整備等

#### <参考>国計画における5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚

し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。

⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

#### 4 計画期間

2019 年度（令和元年度）から 2023 年度（令和 5 年度）までの 5 年間とします。

## 第2 具体的な取組

### 1 就労・住居の確保等のための取組

#### (1) 就労の確保等

##### 【現状と課題】

- 犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の有無は再犯率にも大きく影響するなど重要な要素ですが、一般に刑務所出所者等の求職活動は、その前科等のため就職に当たって困難が大きく、また、一旦就職しても、基本的なマナーや対人関係能力の不足により早期に離職するなど職場定着に困難を伴う場合が多くあります。
- 刑務所出所者等の就労確保のための国の施策としては、矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」及び保護観察所が民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」によるきめ細かな就労支援策が実施されていますが、東京における保護観察終了者に占める無職者率はなお20%（平成29年。法務省調べ）に及ぶなど、就労支援の取組の一層の充実が求められています。
- 都内の協力雇用主（前科等の事情を承知で刑務所出所者等を雇用し、その自立に協力する事業主）は、平成30年4月1日現在で1,053社（法務省調べ）が登録されていますが、業種に偏りがあるほか、実際の雇用に伴う不安・負担も大きく、同日現在で実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は134社（法務省調べ）にとどまり、協力雇用主に対する支援の充実等による更なる雇用の促進が望まれています。
- 引き続き、就労の確保等に取り組むとともに、就労後の確実な職場定着に向け、国による取組の実施状況を踏まえつつ、更なる職場定着のための取組を検討します。

##### 【具体的な取組】

#### ① 就職に向けた相談・支援等の充実

##### ア 非行少年に対する就労支援

##### (ア) 東京都若者総合相談センターにおける取組

東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行歴を有する若者やその保護者等を対象とした、電話・メール・来所による



相談を実施することで、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。【都民安全推進本部】

(イ) 警視庁少年センターを中心とした取組

警視庁少年センターでは、無職少年らとハローワーク等の就職相談に同道し、就労支援活動の強化を推進します。【警視庁】

② 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた支援

ア 東京都しごとセンター及び東京都立職業能力開発センター等における取組

東京都しごとセンター及び東京都立職業能力開発センター・校（東京障害者職業能力開発校を含む 13 か所）において、就職に必要な知識やスキル習得のための各種セミナーや能力開発を実施します。【産業労働局】

イ TOKYOチャレンジネットにおける取組

TOKYOチャレンジネットにおいて、住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する者や離職者等に対して、サポートセンターを設置し、生活支援、居住支援、資格取得支援、資金貸付及び就労支援を実施することにより、自立した安定的な生活の促進を図ります。【福祉保健局】

ウ 東京都若者総合相談センターにおける取組

東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行歴を有する若者やその保護者等を対象とした、電話・メール・来所による相談を実施することで、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。（再掲）【都民安全推進本部】

③ 多様な業種の協力雇用主の確保に向けた広報等

- ・ 東京都しごとセンターや東京都立職業能力開発センター・校（東京障害者職業能力開発校を含む 13 か所）、労働環境課資料コーナーに広報用チラシ等を設置するなど、協力雇用主への支援制度等の広報を実施します。【産業労働局】
- ・ 犯罪・非行歴のある者が抱える事情等を理解して雇用し、立ち直りを支援する民間事業主である協力雇用主の拡大を図るため、“社会を明

るくする運動”等において普及啓発を実施します。【都民安全推進本部】

④ 協力雇用主の活動に対する支援の充実等

ア 協力雇用主の公共調達受注機会の増大

業務委託において総合評価方式を実施するに当たり、案件に応じて、政策的評価項目に「保護観察対象者等の雇用」を設定することで、協力雇用主の受注機会の増大を図ります。【都民安全推進本部】

イ 保護観察対象少年の公的機関における非常勤職員としての雇用

保護観察対象少年を臨時職員として雇用し、就労の機会を与え、本格的な就労に向けた第一歩とします。【都民安全推進本部】

⑤ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による就労系障害福祉サービスでの対応

障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、工賃の向上などを目指す福祉施設の取組を支援します。【福祉保健局】

イ 区市町村障害者就労支援センターによる取組の推進

区市町村が障害者就労支援センターを設置し、職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、健康管理や就職後の悩みを解消するための相談などの就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」を推進します。【福祉保健局】

ウ 障害者就業・生活支援センターによる取組

障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図ります。【福祉保健局】

エ 生活困窮者自立支援制度による支援

就労準備支援事業など生活困窮者に対して必要な支援が実施できるよう、都内の自立相談支援機関窓口の従事者に対し、研修や助言・相談を行います。【福祉保健局】

⑥ 就労支援に携わる関係機関・団体相互の連携確保

東京保護観察所が主催する刑務所出所者等就労支援事業協議会及び連絡会に参加する等して、関係機関・団体相互の連携を確保します。【都民安全推進本部、産業労働局】

⑦ 全ての都民の就労を応援する新たな条例の検討

「ソーシャル・インクルージョン」の考え方にに基づき、全ての都民の就労を応援する条例の制定を検討します。【産業労働局】

<参考> 国の関係機関における主な取組

○ 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた支援

矯正施設では、受刑者、少年院在院者に対して、職業訓練や職業指導を行っており、矯正施設在所中に様々な資格や技能が身に付けられるよう、民間団体等の協力を得ながらその充実に努めています。受刑者、少年院在院者、保護観察対象者等について、社会人としての基本的なマナーやコミュニケーションスキルなど、就労に必要な基礎的能力等を身に付けさせるための指導やセミナー等を実施します。【都内矯正施設、東京保護観察所】

○ 協力雇用主の活動に対する支援の充実等

- ・ 各種事業者団体等に対して協力雇用主の意義や支援制度、コレワーク（矯正就労支援情報センター）のマッチングの仕組み等について説明するなどの広報・啓発を実施し、多様な業種の協力雇用主の確保を図ります。【都内矯正施設、コレワーク東日本（東京矯正管区）、東京保護観察所】
- ・ 新規に登録した協力雇用主に対する研修等の支援策を充実させるとともに、支援対象者等のニーズを踏まえつつ、求人登録後早期に雇用の機会が得られるよう円滑なマッチングを促進します。【コレワーク東日本（東京矯正管区）、東京保護観察所、東京労働局】

○ 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実

- ・ ハローワークの職業紹介により支援対象者が就職した場合は、雇用主の同意を得た上で、一定の期間を経過後に雇用主に対し必要に応じて定着に向けた課題への対応方法について助言等を行います。また、ハローワークの職業紹介以外により就職した場合は必要に応じて、本人の同意の上、職場適応・定着支援に向けた相談支援を実施します。【東京労働局】
- ・ 協力雇用主のもとで雇用された者の職場定着に向けたフォローアップ（協力雇用主及び被雇用者双方に対する支援）及び離職後の再就職支援が、保護観察等の終了後においても必要に応じ継続して実施されるよう、東京都就労支援事業者機構による職場定着支援の取組を支援します。【東京保護観察所、東京労働局】

## (2) 住居の確保等

### 【現状と課題】

- 刑務所等からの満期出所者の4割以上(全国で約3,900人(平成29年。法務省「保護統計年報」))が適当な住居が確保されないまま出所しており、これらの者は出所後比較的短期間のうちに再犯に至っている実情があります。
- 帰るべき住居のない刑務所出所者等の主要な受け皿となる民間の更生保護施設は、都内に19施設があり、年間約1,400人の出所者等を新たに受け入れています(東京保護観察所調べ)、更なる受入機能の強化や、高齢・障害者、薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者の増加に対応し得る処遇機能の強化が課題となっています。
- 更生保護施設以外の多様な受入先として、保護観察所においては、NPO法人等が運営する生活困窮者向けの宿泊施設等を「自立準備ホーム」として登録し、刑務所出所者等の一時的な宿泊場所として保護を委託していますが、各施設の特色に応じた更なる活用が求められます。
- 更生保護施設等はいくまでも一時的な居場所であり、退所後の適当な住居の確保や退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要ですが、身元保証人がいないなどの事情でアパート等への入居が困難である場合が多いほか、退所後のフォローアップは一部の更生保護施設の自発的な取組に委ねられている部分が大きく、今後の更なる推進が望まれます。

### 【具体的な取組】

- ① 入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進  
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)第2条第1項が規定する保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度の普及を行います。【住宅政策本部】
- ② 自立準備ホームの確保に向けた協力
  - ア 空き家活用に関する区市町村支援による協力  
民間が地域の活性化に資する施設として空き家を活用する際に、区

市町村が改修工事費に対する補助を行う場合、また、区市町村が自ら同様の取組を行う場合、区市町村に対して財政支援を行います。さらに、利活用に向けたマッチング体制整備に対しても、財政支援を行います。【住宅政策本部】

### ③ 都営住宅への優先入居制度の活用

住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、都営住宅への優先入居を図ります（高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、著しく所得の低い世帯など）。【住宅政策本部】

倍率優遇方式：高齢者、心身障害者、ひとり親、多子等の世帯の抽せんにおける当せん確率を、他の一般の入居申込者より5倍又は7倍有利に取扱う方式（年2回実施）

ポイント方式：住宅困窮度を点数化で評価し、合計点数が高い世帯から入居者を決定する方式（年2回実施）

※ どちらの方式も、東京都営住宅条例第6条に掲げる使用者の資格条件を具備している必要がある。（同条例第7条に該当する者を除く。）

## <参考> 国の関係機関における主な取組

### ○ 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

個々の受刑者等の状況（本人の希望、親族等の引受け意思、保健医療・福祉サービスの必要性等）に応じ、矯正施設在所中の段階から、出所後の適切な帰住先が確保できるよう、本人を収容している矯正施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携し、更生保護施設及び自立準備ホームの活用を含め、生活環境の調整を迅速かつ適切に実施します。【都内矯正施設、東京保護観察所】

### ○ 更生保護施設における受入・処遇機能の充実

- ・ 更生保護施設が、高齢・障害者や薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者を含め、より多くの刑務所出所者等を受け入れることができるよう、更には地域で生活する刑務所出所者等に対し必要な支援や処遇を提供する拠点となるよう、その運営及び処遇に対する支援を強化し

ます。【東京保護観察所】

- ・ 老朽化が進んだ更生保護施設について、定員の拡大を図るとともに処遇環境を改善し、将来にわたって帰るべき住居のない刑務所出所者等の受け皿としての機能及び地域における処遇施設としての機能を維持・強化するため、所要の施設整備の計画的実施を支援します。【東京保護観察所】

○ 自立準備ホームの確保等の推進

社会福祉法人やNPO法人などに対する委託により、刑務所出所者等の一時的な居場所の確保等を推進するとともに、空き家等の既存の住宅ストック等を活用することを検討します。【東京保護観察所】

○ 更生保護施設から退所した者のフォローアップの推進

更生保護施設からの退所後の生活が安定し、地域生活への定着が図られるよう、保護観察等の終了後を含め、更生保護施設による退所者へのフォローアップの取組を推進します。【東京保護観察所】

○ 住宅提供者に対する継続的支援の実施

保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者の確保を進めるとともに、住居の提供に伴う不安や負担を軽減し、その取組を促進するため、身元保証制度の整備をはじめとする継続的支援策を講じます。  
【東京保護観察所】

## 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

### (1) 高齢者又は障害のある者等への支援等

#### 【現状と課題】

- 刑法犯の検挙人員総数が減少するなか、65歳以上の高齢者の検挙人員は横ばいで推移しており、年齢別で見ると、近年最も多くなっています（全国）。また、刑務所等から出所した者が出所後2年以内に再入所する割合についても、高齢者が非高齢者に比べて高く、その中には極めて短期間での再入所も多くなっています（法務省「平成30年版犯罪白書」）。
- 70歳以上の刑法犯検挙人員の7割以上は窃盗で占められ、その多くは万引きであり、特に70歳以上の女性高齢者については、8割以上が万引きにより検挙されています（法務省「平成30年版犯罪白書」）。
- 矯正施設に収容されている者のうち、帰るべき適当な住居がなく、また出所後直ちに福祉サービスにつなげる必要があるものについては、「地域生活定着促進事業」による特別調整（出口支援）が実施され、相応の実績を挙げていますが、他方で、支援を希望しない者など、必要な福祉サービスの確保に至らないまま出所する者もいます。
- 高齢者や障害のある者など、早期に必要な福祉的支援に結びつけることが再犯防止に効果的と認められる起訴猶予者等については、検察庁及び保護観察所において刑事司法の入口段階での福祉サービス等の調整を行う取組（入口支援）を試行しており、今後その効果的な実施が望まれます。

#### 【具体的な取組】

##### ① 刑務所出所者等に対する福祉的支援に関する多機関連携の強化

###### ア 特別調整への協力等

地域生活定着促進事業において、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者や出所者等に係る特別調整への協力等を実施するとともに、矯正施設・保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携や、地域ネットワークの構築の推進など、取組の充実強化を図ります。【福祉保健局】



② 加齢等を背景とした犯罪への対応

ア 「高齢者よろず犯罪相談」窓口の設置

高齢者による犯罪の背景には、加齢に伴う種々の機能の低下によるものがあると想定されるため、高齢者本人やその家族等を対象とした犯罪相談を実施します。社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉専門職が、電話等により相談に対応し、必要に応じて専門的相談機関（法務少年支援センターなど）の協力を得るなどして、本人の状況や生活環境等についてアセスメントを行うことで、的確かつ必要な支援につなげます。【都民安全推進本部】

③ 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続きの円滑化

ア 法令に基づく各種福祉制度の運営

法令等に基づき、各種福祉サービスが円滑に利用されるよう制度を運営します。【福祉保健局】

④ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関との連携

東京地方検察庁や東京保護観察所、都内矯正施設等の刑事司法関係機関と地方公共団体をはじめとする関係機関による連絡会を開催するなど、保健医療・福祉サービスの利用の促進に向けた連携を確保します。【都民安全推進本部】

<参考> 国の関係機関における主な取組

○ 刑務所出所者等に対する福祉的支援に関する多機関連携の強化

高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する刑務所出所者等について、必要な福祉サービス等が円滑に確保されるよう、特別調整の一層着実かつ効果的な実施を図るとともに、「特別調整協議会」等の開催を通じ、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関相互の情報共有、連携体制の強化を図ります。

【都内矯正施設、東京保護観察所】

○ 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施

東京地方検察庁及び東京保護観察所では、高齢であったり障害があるために福祉的支援を必要とする被疑者・被告人について、それぞれが抱える問題に応じた支援策を検討し、適切な福祉サービス等を受けることができるよう、関係する福祉事務所、福祉関係機関・団体等につなげるための連絡・調整を行う取組（入口支援）を行っています。【東京地方検察庁、東京保護観察所】

## (2) 薬物依存を有する者への支援等

### 【現状と課題】

- 全国での覚せい剤取締法違反による検挙人員は毎年1万人を超えています。また、近年、同一罪名再犯者率は上昇傾向にあり、平成29年は66%となっています（法務省「平成30年版犯罪白書」）。
- 薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症の患者である場合もあり、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要です。
- 刑の一部執行猶予制度の導入により、刑事施設内だけでなく、地域社会の中で薬物依存からの回復に努める人の増加が見込まれています。
- 仮釈放後に薬物関連の犯罪により再び刑事施設に収容された者の約7割が、薬物に関する悩みを正直に話せる身近な相談先があれば再犯しなかった可能性があるという回答をしています（平成28年度法務省調べ）。
- 薬物依存からの回復には長い期間を要することから、薬物問題を抱える者に対し、地域社会において途切れることのない継続的な支援を、関係各機関で実施していくことが必要です。

### 【具体的な取組】

#### ① 薬物依存症者に対する治療・支援等のネットワーク構築

##### ア 連絡会議等への参加等による連携確保

関係機関が連携し、薬物依存症者や中毒者に対する治療、社会復帰支援を効果的に行うため、薬物中毒対策連絡会議等を通じ、治療、社会復帰に向けた取組、途切れのない継続支援について情報、意見交換を行い、連携強化を図ります。【福祉保健局、警視庁】

##### イ 「連携マニュアル」作成による関係機関・団体の円滑な連携

薬物依存症者等に対し、関係機関が連携して継続的な対応を行うため、関係機関一覧、連絡先、再乱用防止事業内容、連絡方法及び個人情報等の取扱い等を記載した「連携マニュアル」を作成し、各機関が円滑に連携して支援等を行います。【福祉保健局、都民安全推進本部、警視庁】

## ② 薬物依存症者に対する地域における息の長い支援の提供

### ア 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進

- ・ 保健所、関東信越厚生局、警視庁等の相談窓口において、薬物問題に悩む本人や家族等からの相談に対して、電話や面談等による対応を行うとともに、都立（総合）精神保健福祉センターを薬物依存症に関する相談拠点として明確に位置付け、相談支援体制を確保します。【福祉保健局、警視庁】
- ・ 区市町村等の地域の一次相談窓口と、都立（総合）精神保健福祉センター等の専門相談機関や麻薬取締部、警視庁、薬物治療医療機関等の関係機関が連携することにより、薬物依存症者等の状況に応じた回復支援を行います。【福祉保健局、病院経営本部、警視庁】

### イ 薬物依存症等に関する専門医療等の提供等

- ・ 医療及び保護のために入院させなければ、自傷他害のおそれがあると認められる薬物依存症等の精神障害者に対しては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院制度により、適正に対処します。【福祉保健局】
- ・ 入院させなければ、再び薬物の使用を繰り返すおそれが著しいと認められる麻薬、大麻又はあへんの慢性中毒者に対しては、麻薬及び向精神薬取締法に基づく措置入院制度により適正に対処します。【福祉保健局】
- ・ 都立松沢病院の精神科外来において、治療の緊急性、依存の重篤度、身体的・精神的合併症などを評価して治療プランを立て、薬物依存症患者の治療を行います。【病院経営本部】
- ・ 都立松沢病院において、薬物・アルコール依存及びその関連疾患による重度の精神症状を有する患者に対し、必要に応じて入院治療等の専門的医療を提供します。【病院経営本部】

### ウ 薬物依存症回復プログラム等への参加支援等

- ・ 都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等からの個別相談に対応するほか、医師等による薬物依存症についての講義及び自助グループに参加する回復者やその家族からのメッセージ提供を行うなどの家族に対する教育プログラム（家族講座・家族教室）を実施します。【福祉保健局】

- ・ 都立（総合）精神保健福祉センター等において、薬物乱用者本人に対し、認知行動療法の手法を取り入れた、薬物依存症からの回復に向けた再発予防プログラムを実施します。また、プログラムから脱落しないためのサポートや、プログラム終了後の自助グループ等との連携が不可欠であるため、症例を積み重ねながら事業の評価・検証を行い、プログラムの充実を図ります。【福祉保健局、病院経営本部】
- ・ 薬物事犯で検挙された者及びその家族等を対象として、薬物からの離脱を目指すための定期的なカウンセリング、グループセッション、簡易薬物検査、講師による講習等の再乱用防止活動（NO DRUGS警視庁）の充実を図ります。特に、刑の一部執行猶予制度の施行を踏まえ、治療プログラムの普及を推進するとともに、保護司等をはじめとした関係者が連携して、薬物を乱用していた者への社会復帰に向けた回復支援や、家族等への支援を実施するなど、取組の更なる充実強化を図ります。【福祉保健局、警視庁】
- ・ 麻薬中毒者の更生のため、麻薬中毒治療後のアフターケアに重点を置いた麻薬中毒者相談員による相談活動（観察指導）を実施するとともに、必要に応じて面談による指導・助言を行います。また、麻薬中毒者からの一般相談にも対応するなど、再乱用防止活動に取り組みます。【福祉保健局】

#### エ 地域支援につながる動機づけを高める機会の提供

東京保護観察所が行う薬物再乱用防止プログラム（特別課程）の一環として、都立（総合）精神保健福祉センターへの見学を受け入れ、地域支援につながる動機づけを高める機会を提供します。【福祉保健局】

#### オ 保護観察が終了する薬物事犯者等への継続的支援等

保護観察が終了する薬物事犯者に対しては、断薬が継続できるよう他の関係機関と連携して対応し、途切れることのない継続的支援を実施します。保護観察の終了が近い薬物事犯者や家族に対し、麻薬中毒者相談員による相談、引継先の関係機関への紹介・同行等を行うとともに、本人と常時連絡が取れる体制をとります。【福祉保健局、警視庁】

### ③ 薬物依存症者に対する治療・支援等の担い手・受け皿の確保

#### ア 薬物依存症者の支援を担うスタッフの育成等

- ・ 都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、相談業務に携わる医師、保健師、福祉職、心理職等の関係機関の専門職員に対し、薬物問題研修を実施します。また、都保健所においても、都民及び精神保健福祉に関わる関係機関の職員を対象に講演会等を実施します。研修・講演会等については、薬物問題の最新情報も取り入れた内容とします。

#### 【福祉保健局】

- ・ 保健所や都立（総合）精神保健福祉センターなど、地域の相談機関が関わる薬物関連問題事例へのアセスメントや対処方法を各相談機関の連携の下で検証するとともに、必要に応じて、外部の専門スタッフが個別事例に関わるなど、特殊・困難事例の相談業務に携わるスタッフの育成を支援します。【福祉保健局】
- ・ 相談を担う関係機関が研修等の実施状況を共有し、相互に活用することで、薬物問題等に係る知識を習得する機会の拡充を図ります。【都民安全推進本部、福祉保健局、病院経営本部、教育庁】
- ・ 麻薬中毒者相談員に対し、薬物乱用防止対策に関する最新情報や事例検討を取り入れた研修を実施します。【福祉保健局】
- ・ 刑の一部執行猶予制度の施行に伴い、保護司が担当する薬物事犯者の保護観察対象者が多くなることが見込まれるため、各地区の保護司会をはじめとする更生保護団体や更生保護施設が行う講習会等において、薬物乱用防止対策全般の研修を実施します。【福祉保健局、警視庁】

### ④ 薬物依存症者の家族等に対する支援の充実等

#### ア 家族等からの相談対応等

- ・ 保健所、関東信越厚生局、警視庁等の相談窓口において、薬物問題に悩む本人や家族等からの相談に対して、電話や面談等による対応を行うとともに、都立（総合）精神保健福祉センターを薬物依存症に関する相談拠点として明確に位置付け、相談支援体制を確保します。（再掲）【福祉保健局、警視庁】

- ・ 都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等からの個別相談に対応するほか、医師等による薬物依存症についての講義及び自助グループに参加する回復者やその家族からのメッセージ提供を行うなどの家族に対する教育プログラム（家族講座・家族教室）を実施します。（再掲）【福祉保健局】
- ・ 薬物事犯で検挙された者及びその家族等を対象として、薬物からの離脱を目指すための定期的なカウンセリング、グループセッション、簡易薬物検査、講師による講習等の再乱用防止活動（NO DRUGS警視庁）の充実を図ります。特に、刑の一部執行猶予制度の施行を踏まえ、治療プログラムの普及を推進するとともに、保護司等をはじめとした関係者が連携して、薬物を乱用していた者への社会復帰に向けた回復支援や、家族等への支援を実施するなど、取組の更なる充実強化を図ります。（再掲）【福祉保健局、警視庁】
- ・ 若者からの相談を広く受け付ける東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、薬物への依存が懸念される者や家族等からの相談についても受け付け、支援機関・団体等と連携し適切な支援につなぎます。【都民安全推進本部】

#### イ 相談機関等に関する情報の周知等

- ・ 薬物問題で苦慮する家族向けのリーフレット等に、相談・支援機関を分かりやすく明記して関係機関に配布し、窓口の周知に努めます。【福祉保健局、都民安全推進本部】
- ・ 同じ経験を持つ仲間が相互に助け合う自助活動の情報や、家族同士が悩みを話し合う集会等を行い、回復を支援している民間の相談機関に関する情報を、本人や家族の状況等に応じて提供します。【生活文化局、福祉保健局、病院経営本部、教育庁、警視庁】
- ・ 東京都若者支援ポータルサイト（若ぼた）において、若者が抱える様々な悩み等に対する都内の支援機関・相談窓口を周知します。【都民安全推進本部】

## ＜参考＞国の関係機関における主な取組

- 刑務所等在所中又は保護観察中の者に関するケア会議の実施等  
刑務所等に在所中又は保護観察中の者について、その地域支援に携わる機関・団体等によるケア会議を実施し、個々の薬物依存症者の状況を共有するとともに、支援計画を作成するなどして支援等の方針の統一を図ります。【都内矯正施設、東京保護観察所】
  
- 薬物依存症者に対する回復支援の取組の拡充等  
薬物処遇重点実施更生保護施設（都内6施設）、更生保護サポートセンター等における薬物依存症者に対する回復支援の取組を拡充します。【東京保護観察所】



### 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組

#### (1) 非行の防止・学校と連携した修学支援等

##### 【現状と課題】

- 全国の高等学校進学率は98.5%ですが、少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が、中学校卒業後、高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退している状況にあります（国計画より）。
- 国においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきました。
- 非行の未然防止はもとより、非行や犯罪に陥った少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰するには、自立のために必要な修学支援、仕事や居場所の確保など、社会での受入れを一層進めることが求められています。

##### 【具体的な取組】

#### ① 少年の非行の未然防止等

##### ア 学校における非行防止のための教育

- ・ セーフティ教室による非行防止・犯罪被害防止教育を行うとともに、方面別学校警察連絡協議会や公立中学校等と家庭裁判所との連絡会、学校サポートチーム会議等により、関係機関との連携を確保します。

##### 【教育庁、警視庁】

- ・ 中学校や高等学校において、暴力団排除実演式講話を実施し、青少年が暴力団の被害に遭わないよう、暴力団が若者を特殊詐欺の受け子等に加担させている実態やその手口等を教示します。【都民安全推進本

部】

イ 薬物乱用未然防止のための教育

- ・ 公立の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に対して、学習指導要領に基づき、薬物乱用防止に関する指導を実施します。【教育庁】
- ・ 私立学校において、薬物乱用防止教育が適切に実施されるよう、講習会等の情報や資料を提供します。また、私学団体にも協力を呼びかけ、適切な指導への理解を求めます。【生活文化局】
- ・ 各学校の協力の下、薬物乱用防止教室を実施し、その実施状況を継続的に把握するとともに、各学校に情報提供等を行うことにより、薬物乱用対策の充実を図ります。【教育庁】
- ・ 小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象とした、薬物乱用防止教室、講習会やセーフティ教室の開催に当たっては、キャラバンカーの活用や薬物専門講師の派遣などにより、指導内容の充実を図ります。【福祉保健局、教育庁、警視庁】

ウ 薬物乱用防止に向けた人材育成の推進

- ・ 学校や地域で薬物乱用防止の啓発を行う薬物乱用防止指導員や薬物専門講師に対し、薬物乱用防止に関する研修を行い、資質の向上を図ります。【福祉保健局】
- ・ 学校教職員（管理職、生活指導主任、保健主任等）や保健所職員のほか、関係機関の職員に対し、薬物乱用防止に関する研修や情報提供を行い、資質の向上と情報の共有を図ります。【福祉保健局、教育庁】

エ 学校生活継続のための本人・家族等への支援

- ・ 公立学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相談体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーや家庭と子供の支援員を配置する区市町村教育委員会に対し支援を行うなどして、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ等を行います。【教育庁】
- ・ 東京都教育相談センターにおいて、高校生相当年齢までの子供を対象に、子供や保護者等から寄せられる教育に関する相談を受け、助言・他機関の紹介等を行い、不安・悩みの軽減を図ります。【教育庁】

オ 中途退学者への就労等の支援

- ・ 都立高校生が中途退学後に、就労等に関してユースソーシャルワーカーの支援を必要とする場合には、本人と保護者の同意のもと、退学後2年を目安に就労支援機関等を紹介するなどの支援を行います。

【教育庁】

- ・ 東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行歴を有する若者やその保護者等を対象とした、電話・メール・来所による相談を実施することで、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。(再掲)【都民安全推進本部】

カ 地域における非行防止等のための支援

- ・ 子供に万引きをさせない教育の充実を図るとともに、保護者、地域住民などの大人や子供を対象とした啓発活動を行い、子供に万引きをさせないための取組を推進します。【都民安全推進本部】

- ・ 東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行歴を有する若者やその保護者等を対象とした、電話・メール・来所による相談を実施することで、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。また、東京都子供・若者支援協議会において、非行の未然防止等についても関係機関等に周知します。【都民安全推進本部】

キ 警視庁少年センターを中心とした非行少年に対する支援

修学に課題を抱えている少年に対し、大学生ボランティアや社会参加活動民間推進員といった少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験や相談活動等を通じてコミュニケーションを図り、少年の修学に対する意欲の向上に努めます。【警視庁】

② 非行等による学校教育の中断の防止等

ア 矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討

今後、国から周知が予定されている、矯正施設、保護観察所及び学校関係者相互の連携事例を踏まえ、必要に応じて対応を検討します。

【教育庁】

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

ア 高校中退者等に対する地域社会における支援

- ・ 都立高校を中途退学した者を対象に、都内3か所で高等学校卒業程度認定試験の受験に向けた支援を実施します。【教育庁】
- ・ 東京都教育相談センターの「青少年リスタートプレイス」において、高等学校を中途退学した者、高等学校での就学経験のない者、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある者やその保護者を対象に、進路に関する情報提供や相談を行い、就学や就労に向けて支援します。【教育庁】

イ 矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討

今後、国から周知が予定されている、矯正施設、保護観察所及び学校関係者相互の連携事例を踏まえ、必要に応じて対応を検討します。  
(再掲)【教育庁】

<参考> 国の関係機関における主な取組

○ 学校等と保護観察所が連携した支援等

保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、保護観察所、保護司、学校関係者等に対し、連携事例を周知するなどして、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図ります。【東京保護観察所】

○ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実

矯正施設において、民間の学力試験の活用や適切な教材の整備、民間協力者の活用を進めるなどして、対象者の能力に応じた教科指導が実施できるようにします。また、矯正施設や学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することに加え、職員研修等の実施に当たっては、相互に職員を講師として派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図ります。【都内矯正施設】

○ 地域における非行防止等のための支援

法務少年支援センター（少年鑑別所）では、地域援助として、非行や犯罪行為、学校などでのトラブル、交友関係などに関して、学校関係機関や児童、生徒本人、家族などからの相談に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでおり、これを一層推進します。【都内法務少年支援センター（少年鑑別所）】

## 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組

### (1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等

#### 【現状と課題】

- 再犯防止のための指導・支援等を効果的に行うには、犯罪や非行の内容はもとより、経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、対象者それぞれの特性を把握した上で適切な指導等を選択し、継続的に働きかけていくことが重要です。
- 国においては、性犯罪者、暴力団関係者等、少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導・支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導・支援等の実施を図っています。
- また、刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化や、弁護人が社会福祉士などの協力を得て作成する更生支援計画などの情報の適切な活用など、適切なアセスメントを実施していくこととしています。
- 都及び国の関係機関においても、国の取組を踏まえ、必要に応じ情報共有を図りながら、特性に応じた効果的な指導・支援等を継続的に実施していくことが求められます。

#### 【具体的な取組】

##### ① 特性に応じた指導等の充実

###### ア 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止

法務省の協力を得て、刑事施設出所後の継続的な所在確認を年2回以上実施し、その者の同意を得て面接を実施し、必要に応じて関係機関・団体等による支援等に結びつけます。特に再犯リスクの高い対象者については、その実情に応じ、より頻繁に所在確認を行います。【警視庁】

###### イ ストーカー加害者に対する指導等

###### (ア) 被害者への接触防止のための指導等

加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を保護観察所と共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、保護観察所が行う仮釈放の取消の申出又は刑の保護観察付執行猶予の言渡しの取消の申出に対する協力

を行います。【警視庁】

(イ) ストーカー加害者に対するカウンセリング等

ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に対して、研修を実施することで、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ手法の習得を促進するとともに、ストーカー加害者に対し、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働きかけを行うなど、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進します。【警視庁】

ウ 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等

(ア) 暴力団からの離脱に向けた働きかけ

- ・ 暴力団から勧誘されるおそれがある青少年や暴力団から離脱したいと考えている者に対し、暴力団の虚像を知らしめる内容や離脱に関する法令等をウェブサイト等を通じて案内するなど必要な支援を行います。【都民安全推進本部】
- ・ 離脱希望者から、警察や暴力団追放運動推進都民センター（以下「暴追都民センター」という。）に対して申出があった場合、担当者が本人と直接面談を行い、真意を確認の上、離脱支援の可否を判断しています。離脱支援可と判断した場合は、脱会手続きだけでなく、就労意思や就労先の有無について確認し、就労意思のある者については、暴追都民センターを介した就労支援を実施します。勾留中に組織からの離脱を申し出た者については、処分確定後、離脱支援を実施します。【警視庁】
- ・ 四半期に1回、府中刑務所における暴力団離脱プログラムにおいて、社会復帰アドバイザーによる講義を実施します。【警視庁】
- ・ 刑務所内での離脱プログラムを受講後、刑務所を通じて各都道府県警察に対し離脱の申出があった際、刑務所における離脱希望者の面会、差入れ及び手紙の受発信状況の照会、過去に離脱意思を表明し仮釈放された経歴の有無を確認し、支援可の判断となれば、警察において所属組織から離脱承認書を徴収します。【警視庁】
- ・ 仮釈放予定者については、警察庁を介して都道府県警察に対し通知されるため、警察においては、帰住先管轄保護観察所へ連絡し、

本人と面談後、離脱支援の可否を判断します。【警視庁】

- ・ 暴追都民センターにおいて登録事業者の就労支援を実施した者が3ヶ月継続している場合、当該者から口座開設支援の申し出があれば、暴追都民センターと民暴弁護士が協力して支援を実施します。

【警視庁】

- ・ 警察、暴追都民センターと矯正施設・保護観察所との連携を強化するなどして、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働きかけの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有します。【警視庁】

エ 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

(ア) 関係機関と連携したきめ細かな支援等

- ・ 少年院等矯正施設や保護観察所からの要請に基づき、処遇ケース検討会への参加を検討します。【福祉保健局等】
- ・ 東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、必要に応じ、保護観察所や法務少年支援センター（少年鑑別所）等の関係機関が集まり、ケースの対応方法や今後の支援方針等を検討します。【都民安全推進本部】

(イ) 少年鑑別所における観護処遇への協力

都内少年鑑別所における少年への学習や文化活動等に触れる機会の付与に際して、少年の健全育成のために必要な知識及び能力の向上を図るため、関係機関の要請に基づき、対応を検討します。【教育庁】

(ウ) 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進

少年の社会参加活動民間推進員等と連携して、現在の環境では少年たちが経験することの少ないごみ拾い等の環境浄化活動、農業等の生産体験活動といった社会奉仕体験活動等を体験させることで、規範意識、自制心、忍耐力を育むとともに、地域社会との関係を構築し、その立ち直り支援を実施します。【警視庁】

(エ) 保護者との関係を踏まえた指導等の充実

- ・ 要保護児童について、必要である場合、区市町村における要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議に参加し、関係機関と連



携し、児童の支援などについて検討します。【福祉保健局】

- ・ 保護者による適切な監護が得られない場合に、東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、保護観察対象少年及び少年院在院者に対し、関係機関等と連携を図りながら、本人の状況に応じた支援につなぎ、社会的自立を後押しします。【都民安全推進本部】

(オ) 少年院在院者の再犯防止に向けた取組

少年院において、演劇等を通じ、特殊詐欺の受け子になるなどの暴力団への安易な関与・加入の防止や再犯防止を働きかけ、在院者の更生を支援します。【都民安全推進本部】

オ 女性の抱える問題に応じた指導等

(ア) 矯正施設出所後の相談対応

女性相談センターでは、電話相談等により女性からの様々な相談に応じ、必要な助言や援助を行います。また、緊急の保護や自立のための援助を必要とする女性に対し、区市等の依頼に基づき一時保護を実施し、必要に応じて行動観察や医学的判定、心理学的判定等を行い、関係機関と連携し支援の一助とします。加えて、婦人保護施設へ入所措置を行い、自立のため、生活全般の相談、指導及び支援を行うことにより、その福祉の増進を図ります。【福祉保健局】

カ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等

(ア) 矯正施設内における指導への協力

矯正施設からの依頼に応じ、東京都発達障害者支援センターに配置されている地域支援マネージャーを研修講師として派遣する等、連携を図ります。【福祉保健局】

キ 関係機関や地域の社会資源の一層の活用

再犯防止のための協議会（34頁参照）等を活用するなどして、国の関係機関と都の関係部局における連携を強化します。【都民安全推進本部】

注 交通事故の未然防止や交通違反をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組については、「東京都交通安全計画」（東京都交通安全対策会議策定）を踏まえ、実施しています。

## 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

### (1) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

#### 【現状と課題】

- 都内の各地域においては、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの方々が、安全・安心なまちづくりや再犯防止のために地道に活動しています。
- また、都内の更生保護施設や保護司会等の一部では、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動を行っている例もあり、地域における「息の長い」支援を確保する上でも、そうした活動の更なる推進が望まれます。
- しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携が不十分であることなど、活動を促進するに当たっての課題があります。
- また、犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、都民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要ですが、再犯の防止等に関する施策は、都民にとって必ずしも身近でないため、関心と理解を得にくく、都民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。
- 引き続き、民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進等に取り組むとともに、更生保護施設や保護司会等による再犯防止の取組を促進するため、国による取組を踏まえつつ、さらなる更生保護事業の充実のための取組を検討します。

#### 【具体的な取組】

- ① 民間ボランティアの活動に関する広報の充実
  - ・ 少年の非行防止と健全育成活動を行う少年補導の活動をより充実させるべく、少年に年齢の近い大学生ボランティアの募集を行うなど、

活動の活性化を図ります。【警視庁】

- ・ “社会を明るくする運動”において、保護司や更生保護女性会、BBS会等の活動に関する広報を実施します。【都民安全推進本部】

## ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

### ア 少年警察ボランティアの活動に対する支援

少年警察ボランティアの活動を推進するため、必要な知識及び技能に関する研修の実施や、その他活動に資する補助を実施します。【警視庁】

### イ 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実

- ・ 保護司をはじめとする更生保護ボランティアの活動を支援するため、少年が社会復帰する際に役立つと思われる就学・就労、福祉等に関する相談窓口等を紹介するガイドブックを作成・配布し、地域における非行少年の立ち直りを支援します。【都民安全推進本部】
- ・ 犯罪をした者等の指導・支援等に当たる保護司等の活動を支援するため、指導・支援内容に応じた専門機関・制度等の情報を整理し、ガイドブックを作成・配布します。【都民安全推進本部】
- ・ 更生保護ボランティアやNPO法人等の若者自立支援に関わる支援機関等を対象に研修を実施することで、支援機関相互の連携を強化するとともに、非行少年及び非行歴を有する若者などへの支援体制の充実を図ります。【都民安全推進本部】
- ・ 東京都若者支援ポータルサイト（若ぼた）において、若者が抱える様々な悩み等に対する都内の支援機関・相談窓口を周知します。（再掲）【都民安全推進本部】

## ③ 更生保護事業に対する支援

更生保護事業の円滑な実施と同事業に対する都民の理解と協力を促進するため、更生保護施設や保護司会、更生保護女性会等に対する補助を行うことにより、健全な運営及び更生を助長する地域活動の振興を図ります。【福祉保健局】

#### ④ 民間協力者との連携の強化

- ・ 保護司会など、関係機関・団体が参加する「東京都子供・若者支援協議会」を活用し、保護司への有用な情報提供や必要な支援等を協議します。【都民安全推進本部】
- ・ 東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行少年に対する支援を適切なタイミングで開始するなど、途切れることがない支援を実施できるよう、保護司会等との連携を強化します。【都民安全推進本部】
- ・ 刑の一部執行猶予制度の施行に伴い、保護司が担当する薬物事犯者の保護観察対象者が多くなることを見込まれるため、各地区の保護司会をはじめとする更生保護団体や更生保護施設が行う講習会等において、薬物乱用防止対策全般の研修を実施します。(再掲)【福祉保健局、警視庁】

#### ⑤ 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

“社会を明るくする運動”を共催し、都内各地域でキャンペーン等を実施するなど、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を深める取組を推進します。【都民安全推進本部】

### <参考>国の関係機関における主な取組

#### ○ 更生保護サポートセンターの設置の推進等

保護司と保護観察対象者等との面接場所の確保や保護司会をはじめとする地域の更生保護ボランティアと地方公共団体等との連携を促進するため、地方公共団体等の協力を得て、更生保護サポートセンターの設置を推進し、また、その運営の充実を図ります。【東京保護観察所】

#### ○ 更生保護施設の地域拠点機能の強化

更生保護施設が、高齢・障害者や薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者を含め、より多くの刑務所出所者等を受け入れることができるよう、更には地域で生活する刑務所出所者等に対し必要な支援や処遇を提供す

る拠点となるよう、その運営及び処遇に対する支援を強化します。(再掲)  
【東京保護観察所】

○ 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

地方公共団体や民間協力者等と連携し、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”等において、矯正展をはじめとする犯罪をした者等の再犯の防止等について広く関心と理解を深めるための事業の実施を推進するとともに、刑事司法関係機関における再犯の防止等に関する施策やその効果について積極的に情報発信します。【都内矯正施設、東京保護観察所】

## 6 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

### (1) 再犯防止のための連携体制の整備等

#### 【現状と課題】

- 犯罪をした者等の中には、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関による指導・支援等を受け終わった後においても、その社会復帰を促進し再犯を防止するため、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいることから、個別の必要性に応じ、地方公共団体（都・区市町村）による各種住民サービスや民間団体による支援に円滑につなげ、フォローすることを可能とする連携の仕組みが必要です。
- 地方公共団体が再犯防止に取り組むに当たっては、犯罪をした者等に対する処遇の現状やその社会復帰を促進するに当たっての課題、支援のノウハウ等に関する知見や情報が十分でないことが課題の一つとなっています。
- 都における再犯防止のための連携の仕組みを構築するに当たっては、都及び都内の刑事司法関係機関その他の関係機関、団体等が犯罪をした者等に関する情報を共有し、包括的に協議する場を継続的に設けることが必要です。
- 国及び都の取組に併せて、区市町村における再犯防止に資する取組を促進し、その施策との連携・連動を図ることが必要です。

#### 【具体的な取組】

##### ① 再犯防止のための協議会等の設置

都の再犯防止推進計画に基づくものとして、当面する課題への対応等について包括的に協議する場として、都、区市町村、都内の刑事司法関係機関その他関係機関、団体等から構成される協議会等を継続的に設置し、再犯防止のための各種施策を推進します。【都民安全推進本部】

##### ② 区市町村における再犯防止施策の促進及び連携の確保

区市町村における再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の有機的連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。【都民安全推進本部】

## <参考> 国の関係機関における主な取組

### ○ 犯罪をした者等の支援に関する情報等の共有

都及び区市町村における再犯防止施策の推進に向けた検討に当たり、犯罪をした者等に対する処遇の現状やその社会復帰を促進するに当たっての課題、支援のノウハウ等に関する知見や情報を提供し、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。【都内矯正施設、東京保護観察所】